

Safety 2.0 適合審査登録に関する合意書

申請者（甲）と日本認証株式会社（乙）は、Safety 2.0 適合審査及び登録（以下審査登録という）を行うにあたり、以下項目につき合意する。

以下項目以外については、甲、乙が Safety 2.0 適合の原則に従い誠意をもって協議し取り決めるものとする。

1. 事前打ち合わせ

甲及び乙は、審査登録を行うにあたり、事前打ち合わせにより、申請内容の把握、審査費用等の基本合意を行うものとする。

2. 申請

甲が乙に、Safety 2.0 適合審査申請書による申請、本契約書の手交、審査費用（申請料、審査基本料）の支払いを行った後、乙は、審査登録を開始するものとする。

3. 情報

乙が、審査あるいは適合判定において必要とする技術情報等（以下情報）を甲は乙に提供する。乙は、提供された情報を、本目的以外には使用せず、また、乙は、甲が秘密とした情報の秘密を保持するものとする。

4. 適合証明書

乙の Safety 2.0 適合審査及び招集する判定委員会の合格判定により、乙は甲に Safety 2.0 適合証明書を発行する。

5. 公表

Safety 2.0 適合証明書発行後、乙のホームページおよび、Safety 2.0 適合審査登録制度のスキームオーナーである一般社団法人セーフティグローバル推進機構のホームページに、甲は、申請者名、対象案件等を公表することに同意する。なお、公表の表現等については、甲、乙間で協議する。

6. 適合マーク等

Safety 2.0 適合証明書及び Safety 2.0 マークに関し、別途規定する「IGSAP OD0103 Safety 2.0 適合審査登録制度 適合証明書及び適合マーク表示に関する規則」に従い、甲は誤解を招かない適正な表示を行うものとする。

7. 変更情報

乙から甲への適合証明書発行後、甲は Safety 2.0 適合条件に影響を及ぼす全ての変更情報を遅滞なく乙へ提供する。

8. サーベイランス審査等

「JCSF-OD01 Safety 2.0 適合審査登録制度 運用規則」で規定するサーベイランス審査、更新審査、及び必要に応じて行う臨時（変更）審査を実施することに、甲は同意する。

9. 苦情、意義申し立て

甲の Safety 2.0 適合審査に係る苦情および異議申し立てに対し、別途規定する「JCSF-OD01-

03 Safety 2.0 適合審査登録制度 苦情及び異議申し立て処理規則」に従い、乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

10. 一時停止・取り消し

乙が「JCSF-OD01 Safety 2.0 適合審査登録制度 運用規則」に規定する証明書の一時停止あるいは取り消しを行う場合は、その事由を沿えて乙に書面にて通知する。

11. 契約書の保有

本契約の成立を証するため、甲および乙は、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、双方その電磁的記録を保管する。この場合、本契約においては、本電磁的記録を原本とし、本電磁的記録を印刷したものは写しとする。

年 月 日

甲：住所：

申請組織名称

代表者役職

氏名：

乙：住所：大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7 番 53 号 Maruta ビル 8 F

日本認証株式会社

代表取締役社長

氏名：